

木造住宅等の耐震化支援事業

個人が所有する木造住宅等で、区内全域を対象として、申請に基づき、耐震診断および耐震改修に要する費用の一部を助成します。

木造住宅等耐震診断助成（区内全域が対象）

昭和56年6月前に建築された木造住宅等（戸建て住宅・長屋・アパート）を対象として、耐震診断費用の一部を助成します。

対象建築物	(1) 昭和56年6月1日前に建築された木造住宅等 (2) 個人が所有する戸建て住宅（併用を含む）、長屋、アパート
対象者	建築物の所有者（共有の場合はその代表者）
支援内容	(1) 専門家の派遣 (2) 耐震診断費用の助成 (3) 診断費用は一定額（戸建て住宅、長屋は12万円、アパートは24万円）
助成金額	戸建て住宅、長屋の場合：6万円 アパートの場合：12万円

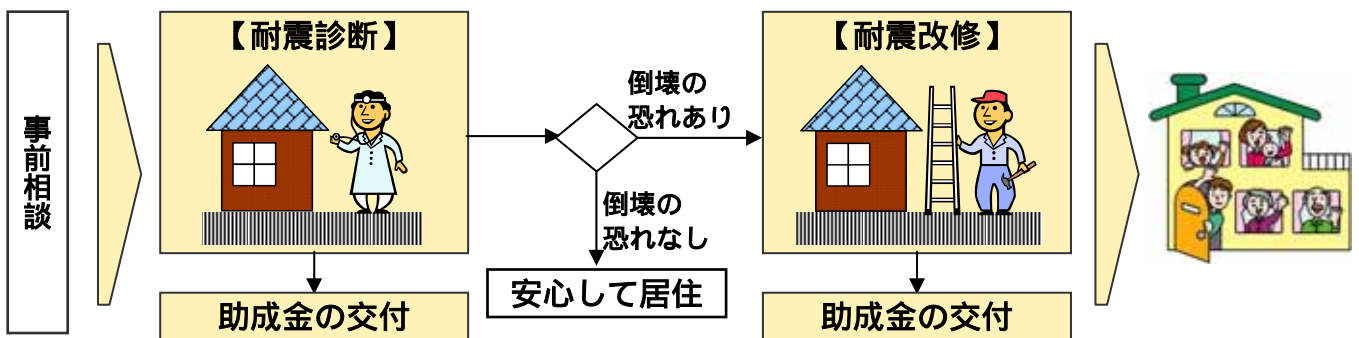
木造住宅等耐震改修助成（区内全域が対象）

区の耐震診断支援を受け、耐震改修を行う場合は、耐震改修費用の一部を助成します。

耐震改修に要した工事費については、融資制度の活用や固定資産税の減額措置などを受けることができます。

対象建築物	耐震診断支援を活用して耐震診断した結果、倒壊の恐れがあるとされた木造住宅等（戸建て住宅・長屋・アパート）
対象者	建築物の所有者（共有の場合はその代表者）
支援内容	耐震改修費用の助成
助成金額	戸建て住宅、長屋の場合：75万円を限度 アパートの場合：300万円を限度

>>> 事業の流れ <<<



お問い合わせは

まちづくり事業部 建築課 耐震化促進担当

TEL：03-5742-6634